

平成17年9月26日

事業主 各位

日本金属プレス工業厚生年金基金

中途脱退者に関するポータビリティの拡充等並びに加入員
期間の加算部分の通算特例に関する規約変更等のお知らせ

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当基金の事業運営につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中途脱退者に関するポータビリティの拡充につきましては、先の年金制度に関する平成16年改正法（国民年金法等の一部を改正する法律）及び関係政省令の規定、並びに「企業年金等の通算措置に関する事務取扱準則（年企発第07050012号、以下「準則」と略します。）」に基づき、「ポータビリティの拡充に関する当基金の方針（以下「方針」と略します。）」及び「規約の一部変更（再加入に係る権利義務の承継及び連合会の名称変更）」については、平成17年10月1日から実施することとされております。

また、加入員期間の加算部分の通算特例（同じ事業主が経営する設立事業所間の異動）については、現行規約が基金の母体業界の実態（経営権の移譲又は委譲等によって、事業主の世代交代が進みつつあり、必ずしも、同じ事業主とは限らなくなっている状況）と乖離しつつあるため、給付に影響を及ぼす前に、早急に整備し、加算型移行当初（昭和50年4月1日）の規約の主旨を維持することが懸案とされておりました。

これらの案件について、去る9月8日開催の第74回代議員会において、いずれについても慎重審議のうえ原案どおり議決承認され、下記のとおり、前段の案件については平成17年10月1日から、後段の案件については平成17年9月8日から、各々実施することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、本件の内、中途脱退者に関するポータビリティの拡充につきましては、別添「小冊子」又は「基金だより2005年10月号No.150（10月中旬頃発行予定）」をご活用いただき、加入員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 中途脱退者に関するポータビリティの拡充等について（平成17年10月1日から実施）

(1) 厚生年金基金連合会の名称変更

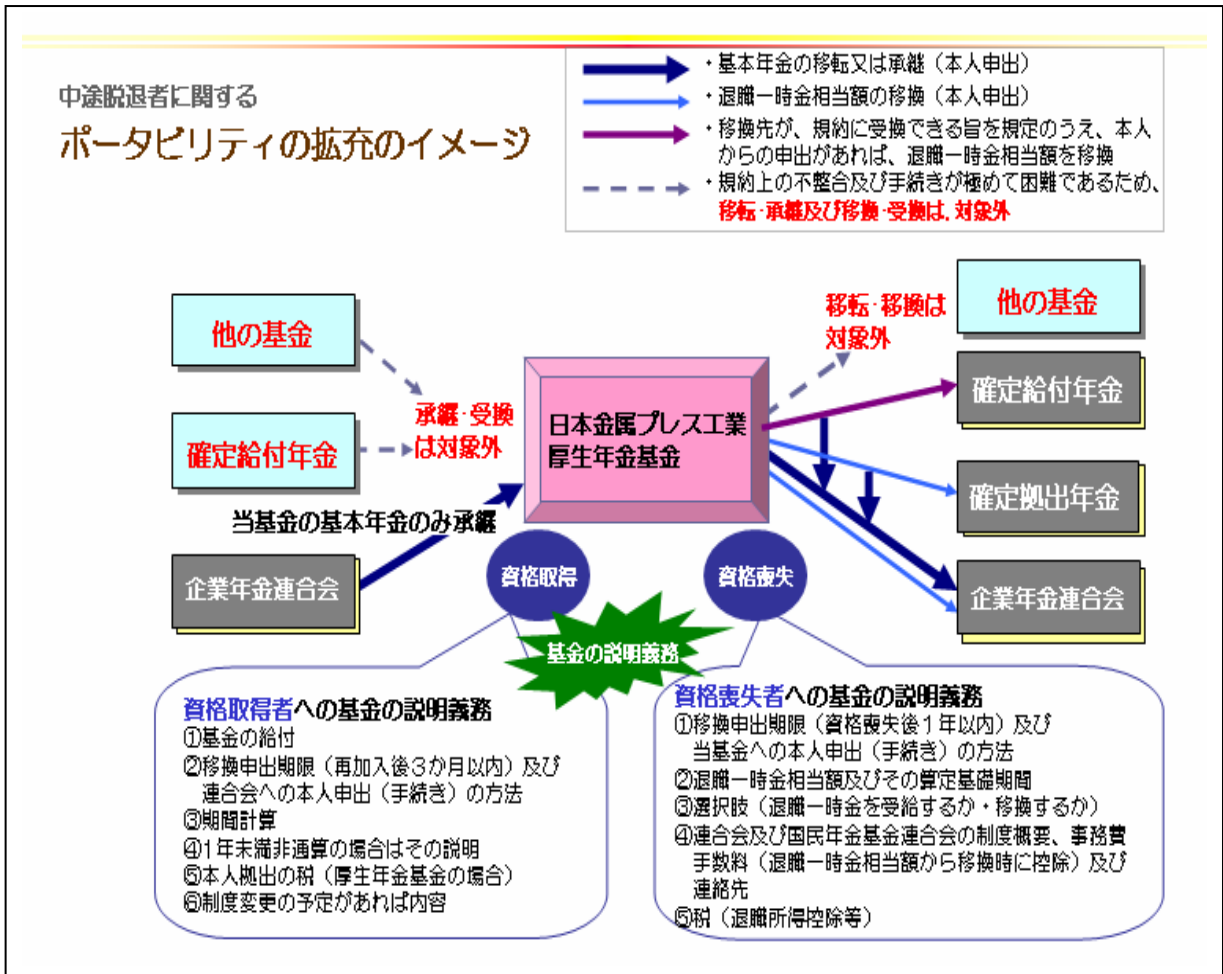
厚生年金基金連合会は、全ての企業年金制度のセンターとして「企業年金連合会」に改称されます。これに伴い、規約における連合会に関する規定の表記を「企業年金連合会」に変更いたします。（規約第53条第3項及び第67条第1項）

なお、基金規約のほか、給付規程を始めとする諸規程についても、「厚生年金基金連合会」という規定の表記については、理事長専決で「企業年金連合会」に変更させていただきます。

(2) 中途脱退者に関するポータビリティの拡充に伴う当基金への影響（制度変更のあらまし）

①ポータビリティとは、個人単位の転職等の異動に伴い、年金制度間で年金権及び給付現価（原資）を持運ぶことを言い、中途脱退者となった方についてのみ適用されます。なお、基本年金

の持出しは「権利義務の移転」、基本年金の持込みは「権利義務の承継」、退職一時金相当額の持出しは「移換」、退職一時金相当額の持込みは「受換」と各々用語を区分けして用います。



注1 退職一時金相当額（積立金）を移換する場合の給付は、移換先の規約によって合理的に換算されます。

注2 企業年金連合会から受換する場合は、基金の規約に規定することが必要です。

注3 基本年金の権利義務の移転（承継）は、移転元が有する権利義務（受給権、支給義務、徴収権、納入債務）を全て承継する。移転元・先双方の過半数労組の同意及び代議員会の四分之三以上の議決並びに権利義務が移転される方を使用する事業主の全部及び本人の同意がその都度必要となります。なお、承継は財政上の不足金もそのまま引き継いでしまうため、債務増加のリスク要因となります。

②当基金においても、中途脱退者に関するポータビリティの拡充に関する規約変更を要しますが、当分の間、行政庁からモデル規約が示されないことから、法令及び準則によって必ず規約を変更すべき項目（以下「必須項目」と略します。）については、準則の経過措置によって、施行日前（平成17年9月30日）までに当基金の方針を決定すれば、平成18年9月30日まで規約変更を猶予され、実行上規約変更したものとみなされます。

なお、基金の実情に沿って、規約に定めることができる項目（以下「任意項目」と略します。）については、施行日前までに規約変更を要します。

③必須項目（猶予期間は、当該「方針」によって実施。）

従来に比べ、退職一時金の選択肢が増え、申出の期限が「3か月から1年に」延長されます。

- イ. 本人が当基金に申出のうえ、企業年金連合会へ基本年金の権利義務の移転することを必須条件に、退職一時金相当額の移換
- ロ. 本人が当基金に申出のうえ、企業年金連合会へ基本年金の権利義務の移転することを必須条件に、確定拠出年金への退職一時金相当額の移換
- ハ. 本人が当基金に申出のうえ、企業年金連合会へ基本年金の権利義務の移転することを必須条件に、確定給付年金への退職一時金相当額の移換（予め、移換先の規約に受換できる旨を規定されていることが必須条件）
- ニ. 本人が当基金に申出のうえ、企業年金連合会へ基本年金の権利義務の移転し、本来の退職一時金として受給（本人が当基金に裁定請求。なお、請求権は5年で消滅時効。）

④任意項目（「規約第70条」を規約変更）

当基金の中途脱退者が、当基金に再加入した場合は、再加入日から3か月以内に、再加入前の当基金分基本年金の権利義務の承継について「本人が企業年金連合会へ申出る」必要があります。ただし、天変地異などの止むを得ない場合は、その止むを得ない事実が止んだ日の属する月の翌月の末日までに、申出ることができます。

なお、既に企業年金連合会の受給権を得ている場合は、再加入前の当基金分基本年金の移転申出は、改正法の規定によってできなくなりました。

⑤資格喪失に伴い中途脱退者となった場合のご留意事項 《重要な説明事項 a～d》

- a. 退職一時金相当額及びその算定基礎期間
- b. 加入員期間5年未満の中途脱退者に関する移転申出先とその期限
- c. 加入員期間5年以上の中途脱退者に関する基本年金の権利義務の移転申出及び退職一時金の受給方法の選択肢（i. 移換するか・ii. 退職一時金を裁定請求するか）並びに申出先とその期限について
- d. 他の年金制度の概要及び事務費手数料
 - i 企業年金連合会
 - ii 国民年金基金連合会（個人型・確定拠出年金）
 - iii 実施事業所（企業型・確定拠出年金）
 - iv 企業年金基金（確定給付年金・実施事業所）

※前記のiiからivにおける基本年金については、「企業年金連合会」へ権利義務を移転します。

⑥資格取得時におけるご留意すべき事項 《重要説明事項 a～f》

- a. 当基金の給付設計
- b. 基本年金の権利義務の承継
- c. 当基金への再加入
- d. 再加入前後の加算部分の給付の算定基礎期間
- e. 基本部分及び加算部分に対する課税関係
- f. 将来、退職等によって資格喪失した際に中途脱退者となった場合のご留意事項

2. 加入員期間（加算部分）の通算特例規定の整備（平成 17 年 9 月 8 日から実施）

当基金では、原則として、加入員期間 15 年未満で加入員の資格を喪失した後、さらに資格を取得した方については、（企業毎に、退職金を支給する実態に合わせて）、その方の再加入前後の加入員期間を通算せず、それぞれの加入期間に応じ加算部分の給付の額を別個に算定することとしています。（規約第 41 条第 3 項本文）

ただし、事業主が同じである設立事業所間の転勤である場合は、（同一の退職金規程によって、退職金を通算支給する実態に合わせて）、前後の加入員期間を通算して加算部分の給付の額を算定することとしています。（規約第 41 条第 3 項ただし書）

ところで、グループ会社（当基金の複数の設立事業所）を経営する一人の事業主が、そのグループ会社の一部の会社の経営権を移譲（又は委譲）するなど、世代交代を進めつつあります。このため、加算型移行（昭和 50 年 4 月 1 日施行）当初において、想定していない「同一の事業主でないグループ会社」に対して、早急に検討する必要があります。

この「ただし書」規定をそのまま放置しますと、同一グループ会社内の異動について退職金を通算支給し、かつ、当基金の加算部分を退職金規程の内枠として支給している場合、同じグループ会社の社員でありながら、異動によって不公平な給付減額の状況が生じてしまうおそれがあります。

この事態を回避するため、同じグループ会社内の異動については、加算型移行当初の規約の主旨をそこなうことなく、規定（条文）を早急に整備し、受給権の保護を図ることとなりました。（「規約第 41 条第 3 項ただし書」規約変更）

グループ会社とは、給付規程の「持株構成又は役員構成等の状況（商業登記簿又は定款で認定）、あるいは共通の給与制度及び退職金制度の採用の有無（給与規程及び退職金規程で認定）等」の規定によって、事実関係から総合的に認定された有機的な連携関係にある複数の設立事業所です。

なお、従来、同一事業主として適用していた設立事業所及び異業種にもかかわらず「有機的な連携関係にある事業所」として編入を認可された設立事業所は、変更後のグループ会社とみなします。